

## 議第60号

### ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年 2月15日

滋賀県知事 三日月 大 造

#### ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例の一部を改正する条例

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例（平成18年滋賀県条例第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「第26条」を「第25条の2－第26条の2」に改める。

第12条第1項中「国内希少野生動植物種」の右に「（同条第6項に規定する特定第2種国内希少野生動植物種を除く。）」を、「緊急指定種」の右に「（第7項および第21条の2においてこれらを「国内希少野生動植物種等」という。）」を加え、同条第7項中「までの規定」の右に「（前項の指定を継続することが適当でないとき（指定希少野生動植物種が国内希少野生動植物種等となったときに限る。）に該当するものとして指定の解除をしようとする場合にあっては、第3項の規定を除く。）」を加える。

第15条の見出しを「（指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等の禁止）」に改める。

第16条の見出しを「（指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等の許可）」に改める。

第21条第1項中「第4条第3項の」を「第4条第3項に規定する」に改め、同条第11項中「次条第1項各号」を「第22条第1項各号」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（保護対象希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等の禁止）

第21条の2 生息・生育地保護区の区域内においては、当該生息・生育地保護区の指定に係る希少野生動植物種（国内希少野生動植物種等である希少野生動植物種および指定希少野生動植物種を除く。以下「保護対象希少野生動植物種」という。）の生きている個体は、捕獲等をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 次条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合
- (2) 生計の維持のため特に必要があり、かつ、保護対象希少野生動植物種の保護に支障を及ぼすおそれのない場合として規則で定める場合
- (3) 人の生命または身体の保護その他の規則で定めるやむを得ない事由がある場合

（保護対象希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等の許可）

第21条の3 生息・生育地保護区の区域内においては、学術研究または繁殖の目的その他規則で定める目的で保護対象希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をしようとする者は、知事

の許可を受けなければならない。

- 2 第16条第2項から第9項までの規定は、前項の許可について準用する。この場合において、これらの規定中「第1項」とあるのは「第21条の3第1項」と、「指定希少野生動物種」とあるのは「保護対象希少野生動物種」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第21条の3第1項」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第21条の3第2項において読み替えて準用する前項」と、同条第7項中「第5項」とあるのは「第21条の3第2項において読み替えて準用する第5項」と、「前項」とあるのは「第21条の3第2項において読み替えて準用する前項」と、同条第8項中「第5項」とあるのは「第21条の3第2項において読み替えて準用する第5項」と、「第6項」とあるのは「第21条の3第2項において読み替えて準用する第6項」と読み替えるものとする。

第22条第1項に次の1号を加える。

- (7) 当該生息・生育地保護区の指定に係る希少野生動物種の個体の生息または生育に必要なものとして知事が指定する野生動物種の個体その他の物の捕獲等を行うこと。

第23条中第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

知事は、第21条の3第1項の許可を受けた者が同条第2項において読み替えて準用する第16条第9項の規定に違反し、または第21条の3第2項において読み替えて準用する第16条第4項の規定により付された条件に違反した場合において、保護対象希少野生動物種の保護のため必要があると認めるときは、飼養等のための施設の改善その他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

- 2 知事は、第21条の3第1項の許可を受けた者がこの条例もしくはこの条例に基づく規則の規定またはこの条例に基づく処分に違反した場合において、保護対象希少野生動物種の保護に支障を及ぼすと認めるときは、その許可を取り消すことができる。

第24条第1項中「限度において」の右に「、第21条の3第1項の許可を受けている者に対し保護対象希少野生動物種の個体の取扱いの状況その他必要な事項について」を加え、「、その」を「その」に、「報告」を「、それぞれ報告」に改め、同条第2項中「土地」を「土地もしくは保護対象希少野生動物種の個体の捕獲等に係る施設」に、「前項に規定する」を「保護対象希少野生動物種の個体、飼養等のための施設、書類その他の物件もしくは生息・生育地保護区の区域内において第22条第1項各号に掲げる行為をした」に改める。

第3章第4節中第26条の前に次の1条を加える。

(保護増殖指針)

第25条の2 知事は、保護増殖事業（指定希少野生動物種の個体の繁殖の促進、その生息地または生育地の整備その他の指定希少野生動物種の保護を図るための事業をいう。以下同じ。）の適正かつ効果的な実施に資するため、審議会の意見を聴いて保護増殖事業に関する指針（以下「保護増殖指針」という。）を策定するものとする。

- 2 保護増殖指針は、保護増殖事業の対象とすべき指定希少野生動物種ごとに、保護増殖事業

の目標、保護増殖事業が行われるべき区域および保護増殖事業の内容その他保護増殖事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、保護増殖指針を定めたときは、その概要を告示し、かつ、その保護増殖指針を一般の閲覧に供しなければならない。

4 第1項および前項の規定は、保護増殖指針の変更について準用する。

第26条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(保護増殖事業)」を付し、同条第1項中「(指定希少野生動植物種の個体の繁殖の促進、その生息地または生育地の整備その他の指定希少野生動植物種の保護を図るための事業をいう。以下同じ。)」を削り、同条第2項中「、保護増殖事業」を「、県の保護増殖事業および第2項の認定を受けた保護増殖事業」に改め、同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

2 県以外のもは、その行う保護増殖事業について、そのものがその保護増殖事業を適正かつ確実に実施することができ、およびその保護増殖事業の事業計画が保護増殖指針に適合している旨の知事の認定を受けることができる。

3 知事は、前項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。次条第2項および第3項の規定によりこれを取り消したときも、同様とする。

4 第2項の認定を受けた保護増殖事業は、保護増殖指針に即して行われなければならない。

5 第2項の認定を受けた保護増殖事業として実施する行為については、第15条および第22条第1項の規定は、適用しない。

第26条に次の1項を加える。

7 知事は、第2項の認定を受けて保護増殖事業を行うものに対し、その保護増殖事業の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

第3章第4節第26条の次に次の1条を加える。

第26条の2 前条第2項の認定を受けて保護増殖事業を行うものは、その保護増殖事業を廃止したとき、またはその保護増殖事業を保護増殖指針に即して行うことができなくなったときは、その旨を知事に通知しなければならない。

2 知事は、前項の規定による通知があったときは、その通知に係る前条第2項の認定を取り消すものとする。

3 知事は、前条第2項の認定を受けた保護増殖事業が保護増殖指針に即して行われていないと認めるとき、またはその保護増殖事業を行うものがその保護増殖事業を適正かつ確実に実施することができなくなったと認めるとき、もしくは同条第7項に規定する報告をせず、もしくは虚偽の報告をしたときは、その認定を取り消すことができる。

第27条第3項中「までの規定」の右に「(前項の指定を継続することが適当でないとき(指定外来種が特定外来生物となったときに限る。))に該当するものとして指定の解除をしようとする場合にあっては、同条第3項の規定を除く。)」を加える。

第37条の次に次の見出しおよび2条を加える。

(県以外のものによる防除)

第37条の2 県以外のもは、その行う指定外来種の個体の防除について、そのものが適正かつ確実に実施することができ、および第34条第2項の計画に適合している旨の知事の認定を受けすることができる。

2 知事は、前項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。次条第2項および第3項の規定によりこれを取り消したときも、同様とする。

3 第1項の認定を受けた防除は、第34条第2項の計画に即して行われなければならない。

4 第1項の認定を受けた防除として実施する行為については、第28条の規定は、適用しない。

5 知事は、第1項の認定を受けて防除を行うものに対し、その防除の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

第37条の3 前条第1項の認定を受けて防除を行うものは、その防除を中止したとき、またはその防除を第34条第2項の計画に即して行うことができなくなったときは、その旨を知事に通知しなければならない。

2 知事は、前項の規定による通知があったときは、その通知に係る前条第1項の認定を取り消すものとする。

3 知事は、前条第1項の認定を受けた防除が第34条第2項の計画に即して行われていないと認めるとき、またはその防除を行うものがその防除を適正かつ確実に実施することができなくなったと認めるとき、もしくは前条第5項に規定する報告をせず、もしくは虚偽の報告をしたときは、その認定を取り消すことができる。

第51条第1項中「第20条」を「第20条、第21条の2」に、「第23条第1項」を「第23条第3項」に改め、同条第2項中「とき」の右に「、または第21条の2第3号に掲げる場合以外の場合に保護対象希少野生動物種の生きている個体の捕獲等をしようとするとき」を加える。

第53条第1号中「第15条」の右に「または第21条の2」を加え、同条第2号中「第23条第2項」を「第23条第1項もしくは第4項」に改める。

第54条中「第16条第4項」の右に「(第21条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。

第56条第1号中「第16条第8項」の右に「(第21条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第12条および第27条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の第25条の2第1項に規定する保護増殖指針の策定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同項および同条第2項の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 付則第1項ただし書に規定する規定の施行の日からこの条例の施行の日の前日までの間における改正後の第12条第1項の規定の適用については、同項中「第7項および第21条の2」とあるのは、「第7項」とする。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。